

これから事業をはじめるかた、創業後5年未満のかたへ

R7.4

創業

叶えたい夢か
お店をもちたい
自分らしく働きたい

はじめよう、一緒に



創業前も、創業後もひとりひとりに寄り添って、サポートします

悩んだり・困ったら、まずはお電話ください！

☎ 0120-454-754

こんな悩みや不安、ありませんか？ 多くの人が同じ悩みを抱えています！

何からはじめればいいのか？
相談相手がない…税務・財務・法務の知識が足りない
資金調達をしたいけど…顧客・販路の確保・開拓をしたい
人材育成も考えていかないと…

創業前

創業時

創業後

アイデア
段階アイデア
の具体化

創業準備

開業

創業に関する知識を深めたい

創業支援セミナー

先輩起業家による
創業体験談や、
税理士などの専門家
によるお役立ち情報を
聞くことができます。

詳しくはこちら↓



※事前の申込みが必要です。

資金調達をしたい

創業資金の借入れ

これから事業をはじめるかたや、
創業して間もないかたの資金調達を
サポートします。

※詳しくは裏面をご覧ください。

事業の悩みを相談したい

専門家のアドバイスを受けたい

創業フォローアップ

創業後の事業の悩みについて、本協会の経営支援
コーディネーターがご相談をお受けします。

※本協会をご利用されているかたが対象です。

経営診断

具体的な課題について、専門家から無料で
アドバイスを受けることができます。

※本協会をご利用されているかたが対象です。

日本政策金融公庫と協調した
サポートも実施しています各ステージの創業のお悩みに
お応えする個別相談窓口もあります。
お気軽にご相談ください！ **相談無料**

出張定例相談会

これから事業をはじめるかたの創業に必要な資金などのご相談を以下の商工会議所・商工会でお受けしています。

岡崎 豊橋 半田 一宮 瀬戸 蒲郡 豊川 刈谷 豊田 碧南 安城 西尾 津島 春日井 稲沢 常滑 江南 小牧 犬山

東海 大府 尾張旭市 知多市 田原市

近くで相談できる
場所がほしい！

詳しくはこちら↓



※事前の申込みが必要です。

女性経営者専用窓口

☎ 0120-454-877

女性経営者のみなさまのさまざまなご相談を
女性職員のみで構成された女性経営者支援
チーム「アイリス」がお受けします。

女性に相談したい！



土曜相談窓口

平日ご来店できないかたのために、
土曜相談窓口を開設しています。
ご希望日の前々営業日 15:00 までに
本協会ホームページからお申込みください。
オンライン相談も可能！！

休日に相談したい！

詳しくはこちら↓



創業資金の主な制度のご紹介

愛知県融資制度 経済環境適応資金 責任共有制度対象外

創業後5年未満のかたもご利用いただけます！
創業等支援資金「環創」経営者の個人保証なしで取扱うことが可能です！
スタートアップ創出促進保証を兼ねる場合
「環創SSS」

対象となるかた	①事業を営んでいない個人で、1か月（※1）以内に個人でまたは2か月（※1）以内に会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有しているかた ②事業を営んでいない個人が、個人または会社で、県内において事業を開始し、その事業を開始した日から5年を経過していないかた …など				①事業を営んでいない個人で、2か月（※1）以内に会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有しているかた ②事業を営んでいない個人が設立した会社で、県内において事業を開始し、その事業を開始した日から5年を経過していないかた …など	
融資限度額	3，500万円					
融資期間 貸付利率	3年以内 年1.0%		3年超5年以内 年1.1%		5年超7年以内 年1.2%	
	7年超10年以内 (設備資金のみ) 年1.3%		県の行う スタートアップ支援事業 による支援を受けた場合は 0.3%割引			
愛知県融資制度の貸付利率は半期(10月、4月)ごとに見直されます。最新の情報は、本協会ホームページをご確認ください。※令和7年4月1日時点の情報です。						
資金使途	運転資金または設備資金					
貸付形式	証書貸付					
返済方法	原則として分割返済 (1年以内の据置が可能。設備で3年超7年以内は2年以内、7年超10年以内は3年以内の据置が可能)				原則として分割返済 (1年以内の据置が可能※2)	
保証料率	年0.68%				年0.88%	
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、原則として、法人代表者以外は不要です。				不要	
必要書類 (制度独自のもの)	●所定の創業・再挑戦計画書（※3） ●（会社が申込人の場合）商業登記簿謄本及び定款の写し ●（個人が申込人の場合）開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料				その他、申込関係書類一式が必要となります。	

★ スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は、愛知県融資制度取扱金融機関経由の申込みに限ります。

※1 認定特定創業支援事業により支援を受けた場合は、6か月以内となります。なお、その場合は認定特定創業支援事業により、支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しも必要です。

※2 取扱金融機関のプロパー融資があるまたは協調融資の場合は、3年以内の据置が可能です。

※3 スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は、同制度用の様式での提出が必要です。

スタートアップ創出促進保証を兼ねる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

借入前：これから事業をはじめるかた、または税務申告1期末終了のかたは創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
 借入後：会社設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受けること

詳しくはこちらをご覧ください。



創業者カードローン当座貸越根保証



反復利用が可能！

対象となるかた	創業後5年未満の中小企業者※ (会社、個人など)	融資限度額	300万円（50万円以上）
保証期間	1年間（更新は継続新規）	資金使途	事業資金
貸付利率	金融機関所定	貸付形式	当貸（カードローン型）
返済方法	約定弁済または随時弁済	保証料率	年0.39%～1.62%
必要書類	●創業者カードローン当座貸越根保証にかかる金融機関推薦書 ●（決算期末到来の場合のみ）創業計画書等の事業計画に関する資料および創業したことがわかる資料 その他、申込関係書類一式が必要となります。		

★ 金融機関からのお申込みが必要です。

※ 事業取引にかかる口座があり、本制度の推薦書を提出した金融機関経由の申込みに限ります。

(注) 1事象者1口のご利用に限りません。また、「事業者カードローン当座貸越根保証」との併用はできません。

(注) 連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者以外は不要です。また、担保は不要です。

(注) 金融機関および本協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE

愛知県信用保証協会

本店 / 〒453-8558 名古屋市中村区椿町7番9号
 西三河支店 / 〒444-8612 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
 東三河支店 / 〒440-0076 豊橋市大橋通2丁目125番地

☎ 0120-454-754
 ☎ 0564-25-2430
 ☎ 0532-57-5611

(ホームページ)



(公式 SNS)

